旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和８年11月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①連心国際株式会社　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－1282号　④連心国際株式会社　埼玉県越谷市レイクタウン一丁目36番地14　代表取締役　松本直久　⑤連心国際株式会社　埼玉県越谷市レイクタウン一丁目36番地14　⑥平成28年８月25日　⑧令和８年２月25日　⑩450万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県越谷市レイクタウン一丁目36番地14　連心国際株式会社　代表取締役　松本直久

Ｃ　①Ｅａｓｉａ　Ｔｒａｖｅｌ　Ｊａｐａｎ株式会社　②第３種旅行業務　③東京都知事登録旅行業第３－8911号　④Ｅａｓｉａ　Ｔｒａｖｅｌ　Ｊａｐａｎ株式会社　東京都豊島区東池袋１－44－２、704号　代表取締役　グエン・チョン・ズン　⑤池袋本店　東京都豊島区東池袋１－44－２、704号　⑥令和８年１月８日　⑨令和８年９月28日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区東池袋１－44－２、704号　Ｅａｓｉａ　Ｔｒａｖｅｌ　Ｊａｐａｎ株式会社　代表取締役　グエン・チョン・ズン

Ｂ　①合同会社Treasure of the Earth　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－7070号　④合同会社Treasure of the Earth　東京都世田谷区代田三丁目54番地４号　代表社員　サラハ・アミン・エルタイラー・ナセル　⑤渋谷支店　東京都渋谷区代々木２－23－１ＮＥＷＳＴＡＴＥＭＡＮＯＲ1152号室　⑥平成28年１月７日　⑧令和８年１月７日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都世田谷区代田三丁目54番地４号　合同会社Treasure of the Earth　代表社員　サラハ・アミン・エルタイラー・ナセル

Ｃ　①カロスジャパン　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－1104号　④カロスジャパン株式会社　東京都渋谷区宇田川町３番５号ＳｐａｒｋＳＨＩＢＵＹＡ７階　代表取締役　ジェームズ・ラモント　⑤カロスジャパン　京都府京都市中京区橋弁慶町227第12長谷ビル７階－Ｄ　⑥令和８年６月24日　⑨令和８年９月24日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都府京都市中京区橋弁慶町227第12長谷ビル７階－Ｄ　カロスジャパン株式会社　代表取締役　ジェームズ・ラモント

Ｂ　①株式会社近大アシスト　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2695号　④株式会社近大アシスト　大阪府富田林市若松町二丁目４番１号　代表取締役　岩森秀樹　⑤本店営業所　大阪府東大阪市小若江３丁目４番１号31号館１階　⑥平成26年３月17日　⑧令和８年９月30日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府富田林市若松町二丁目４番１号　株式会社近大アシスト　代表取締役　岩森秀樹

Ｂ　①和の旅観光　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－3280号　④和の旅株式会社　大阪府東大阪市吉田七丁目８番43号シャトー西村402号　代表取締役　刘化云　⑤和の旅株式会社　大阪府東大阪市吉田七丁目８番43号シャトー西村402号　⑥令和７年７月16日　⑧令和８年９月４日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府東大阪市吉田七丁目８番43号シャトー西村402号　和の旅株式会社　代表取締役　徐曼麗

Ｂ　①名人の旅　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－3211号　④株式会社名人の旅　東京都新宿区百人町二丁目14－６テラス百人町203号室　代表取締役　田辺豪　⑤本社営業所　大阪府豊中市豊南町西４－26－18　⑥令和６年４月22日　⑧令和８年８月12日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫東京都新宿区百人町二丁目14－６テラス百人町203号室　株式会社名人の旅　代表取締役　田辺豪

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和８年11月11日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社ヤマズジャパン　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－6478号　④株式会社ヤマズジャパン　東京都中央区日本橋馬喰町一丁目３番３号　代表取締役　加茂修吾　⑤本社営業所　東京都中央区日本橋馬喰町１－３－３日本橋ＴＫビル６階　⑥平成23年９月29日　⑦令和８年９月30日　⑧220万円　⑨1100万円